令和6年度新入生
令和5年度転編入生

生徒募集要項

■ 高等学校概要

高校名	小田原学習センター 広域通信制・単位制・普通科 【共学】
所在地	〒250-0024 神奈川県小田原市根府川 41（旧片浦中学校） TEL：0465-28-3830　　FAX：0465-28-3831 e-mail：odawara@seisa.ed.jp
入学資格	本校を専願とし、次のすべてに該当するもの ① 本校の建学の精神に共感し、3 つの約束【人を認める・人を排除しない・仲間をつくる】を理解すると共に、共生社会の実現を目指し、学校生活を送る意志を有する者 ② 令和 6 年 3 月中学校卒業見込み、及び既卒者の者 ③ 在籍する中学校長及び担任等の推薦が受けられる者（推薦入試のみ）

■ 募集定員

コース名	スタンダード（週 5 日～週 3 日）	通信コース	合 計
定員人数	50名	10 名	60名

■ 出願手続

	提出書類	新入	転入	編入	留意事項
①	入学願書・受験票・写真（2 枚貼付）	○	○	○	
②	選抜料振込控（選抜料：25,000 円）	○	○	○	
③	選考結果通知用封筒	○	○	○	
④	作文（本校指定用紙）	○	○	○	
⑤	調査書（都道府県所定用紙）	○			在籍中学校にて作成
⑥	生徒状況報告書	○			在籍中学校にて作成
⑦	単位修得証明書		○		在籍高等学校にて作成
⑧	在学証明書		○		在籍高等学校にて作成
⑨	転学照会状		○		在籍高等学校にて作成

■ 出願方法

特定記録にて郵送（出願期間内必着）、もしくは、試験会場窓口へ持参してください。
※窓口受付時間：10:00～18:00（日曜・祝祭日は除く）

■ 入学試験【FF入試】

親子と学校とがしっかりと向き合い、協力しあい、目標に向かう高校生活のために、
FF（親子面接）入試を行います。～F（family：家族・親子）とF（face to face:対面）～

■ おもな流れ「高校生活のスムーズなスタートのために、入学時の面接を大切にします」

ステップ1：授業見学、学校説明会あるいは体験入学などにおける事前面接（1～3回）。
ステップ2：内定判断のための面接（＝受験相談）
ステップ3：（内定後）願書を在籍中学校へ送付→必要書類の提出と最終面接（＝入試）

■ ポイント「高校生活は、初めての面接からスタートしています」

1 高校生活における、子、親そして学校それぞれの目標と共通の目標を探るために、ゆっくりと丁寧な事前面接を行っていきます。
2 事前面接後、親子、学校確認のもとで受験相談を行い、内定を判断します。内定が出た後、願書を在籍校にお届けします。
3 必要提出書類と最終面接（＝入試）をもって合否を決定します。
4 必要に応じて、学力テストを行う場合があります。
5 原則単願（専願）のみとなっております。

■ 入学試験日程　※7 月 1 日以降、随時入学試験を実施します。

入試日：
7 月 22 日（土）・ 8 月 19 日（土）・ 9 月 9 日（土）・10 月 7 日（土）・10 月 21 日（土）
11 月 4 日（土）・11 月 18 日（土）・11 月 25 日（土）・12 月 9 日（土）・12 月 16 日（土）
1 月 6 日（土）・ 1 月 20 日（土）

※2 月以降は状況に応じて実施予定です。
※上記以外にも、特別日程で入試を行う場合があります。
※選考結果につきましては、入試日より 1 週間以内に在籍中学校へ郵送にて通知します。
※出願期間は、原則、入学試験 3 日前までの一週間となります。予めご了承ください。

◆ 合格発表は【郵送】にて行います。（合格者には入学手続書類を同封いたします。）
◆ 入学書類受付は日曜・祝祭日を除く、平日 10:00～18:00 となります。
◆ 提出書類および納入された学費につきましては、返還いたしませんので予めご了承ください。

■ 校納金について

入学手続費用	入 学 金	20,000 円	入学手続き書類提出時に、振込控（コピー可）を提出
	施設設備費	50,000 円	

学費／年額（25 単位時）概 算	週 5 日登校	850,000 円	入学手続き完了後、登校日数を相談の上、請求いたします。
	週 4 日登校	670,000 円	
	週 3 日登校	490,000 円	
	通信コース	390,000 円	

※教材費・学業継続保険・スクーリング費等の諸経費は、別途徴収致します。

■ 学費納入方法

入学手続費用	入学金：20,000 円、施設設備費：50,000 円（毎年徴収） ※手続き期間に納入
授業料・その他	【新入学生】学費請求後1ヶ月以内に一括納入 【転入学生・編入学生】学費請求後 1 週間以内に一括納入

■ 高等学校等就学支援金について

ご家庭の教育負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。
・就学支援金の受給には申請が必要です（学校を通して行います）。
・以下の受給判定基準によって支給額が変わります。

<受給判定基準>

○計算式：市町村民税の課税標準額（所得額-所得控除額）×6%－市町村民税の調整控除の額

加算支給	計算式の額が 154,500 円未満 <年収目安：約 590 万円未満>	支給額：1 単位 12,030 円
基準支給	計算式の額が 304,200 円未満 <年収目安：約 910 万円未満>	支給額：1 単位 4,812 円
対象外	計算式の額が 304,200 円以上 <年収目安：約 910 万円以上>	支給なし

※1 年収目安は、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で変わりますので、ご注意ください。
※2 就学支援金の 1 単位当たりの支給額の上限は、履修期間・授業料月額によって変わります。

〈受給資格要件等〉

○日本国内に住所を有すること。
○高等学校等の在学期間が 48 月を超えないこと。
○支給対象単位数の上限は前籍校も含め計 74 単位・年間支給対象単位数 30 単位以内となります。